

議会運営委員会記録

1 日 時 令和5年12月1日(金曜日)
開 会 午前 9時58分
閉 会 午前10時15分

2 場 所 第2委員会室

3 出席委員 10人

委員長	成 田 光 雄
副委員長	泉 英 之
委 員	田 辺 裕 三
//	久 保 大 憲
//	松 井 邦 人
//	岡 部 享
//	舎 川 智 也
//	押 田 大 祐
//	松 井 桂 将
//	横 野 昭

4 欠席委員 0人

5 委員外議員として出席した者

議 員	大 島 満
//	谷 口 寿 一
//	尾 上 一 彦
//	赤 星 ゆかり

6 職務のために出席した者

【議会事務局】

事務局長	渡 辺 康 裕
事務局次長	大 野 満
庶務課長	山 下 達 也
議事調査課長	坂 口 輝 之
議事調査課長代理	酒 井 優
議事調査課調査係長	谷 端 裕美子
議事調査課議事係長	土 方 智 樹
議事調査課主任	竹之内 慧

7 会議の概要

委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。
まず、委員会記録の署名委員に田辺委員、久保委員を指名いたします。
本日の協議事項は、お手元に配付のとおりであります。
初めに、大きな協議事項の1番目、12月定例会の運営についてであります。
まず、1つ目の一般質問については、25名の方から通告がありました。
そこで、一般質問の順序については、お手元の資料1のとおり進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 それでは、そのように決定いたします。
ここで、赤星議員から発言通告書と併せて、お手元に配付の資料2のとおり、一般質問の補足資料とチェック表が提出されました。
この補足資料については、協議に先立ち、委員の皆さんには事前に配付しております。
それでは、この補足資料を一般質問の際に使用することについて、配布しなければ発言の趣旨・内容が伝わらないなどの取扱いの規定に照らし、皆さんの御意見をお聞かせください。

〔発言する者なし〕

委員長 御意見はないようですので、赤星議員から提出された補足資料については、議会運営委員会として、取扱いに基づいて、内容が適当であるとの意見を議長に報告することとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 御異議なしと認めます。

それでは、そのように決定いたします。

次に、2つ目の議案第133号 富山市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきましては、今定例会一般質問最終日の12月11日（月曜日）に本委員会に付託され、12月14日（木曜日）の本委員会において審査する予定となっておりますので、御承知おき願います。

次に、3つ目の請願・陳情について、今定例会に提出されたものは、お手元の資料3のとおり、陳情2件であります。

請願については、受理しているものはありません。まず、令和5年分陳情第13号 パークタウン西本郷内道路側溝改修に関する陳情についてですが、本陳情について、議長は「本陳情は、公益性が限定的であることから委員会での審査になじまないと考える」との見解を示されており、請願・陳情の取扱要領に沿って、本委員会としての意見を求められております。

このことについて、委員の皆さんの御意見をお聞かせください。

舎川委員

陳情者は、降雨による泥の清掃などを強いられてきた経緯があり、これまで様々な対応を市に求めてきたけれども、陳情者の思うように市が対応してくれないということで、議会側から市に改善を求めてほしいと陳情を提出されたわけであります。

議会に陳情を提出するに至った陳情者の心情を考えると、相当な思いがあったものと推察いたします。私も一市民として、この陳情の趣旨は十分理解できるものでありまして、当局に対して、状況や側溝の雨水の流れ等については確認したいと考えております。

その一方で、側溝改修を行うことについて、これは公共工事ですから、財政的なことや技術的なこと、また社会的な制約があり、実際の工事に当たっては、市内の他の地域要望や社会通念に照らし合わせて対応すべきものと考えます。

本陳情を委員会に付託すると、委員は賛否を表明することとなりますので、当然ながら曖昧な態度を表明することはできません。また、審査の結果、賛成多数となった場合には他の地域要望よりも優先的に対応を求めることとなります。反対に賛成少数となった場合に、この陳情者の要望に与える影響を議会側で甘受できるのかどうかなどといったことから考えると、本陳情を委員会に付託し、採決を行うことは困難であると考えます。これは地元からの要望を委員会へ付託し、賛否を問うようなことになりかねないと考えます。

したがって、本陳情の取扱いとしましては、陳情者の思いは十分に理解するところではありますが、委員会への付託、審査にはなじまないと考えます。しかしながら、こうした陳情者の声は、担当課にしっかりと伝えていきたいと思っております。

久保委員

議員や市に対して、こういった要望や陳情は多数届けられます。

まず、本陳情を委員会に付託するべきかどうかという点に関しては、この陳情が付託された場合、今後の影響として、たくさんの地域要望が提出され、議会の秩序を守ることができなくなるおそれがあります。本来こういった陳情については、要望として受け止め、各議員が当局とのやり取りの中で提案などをすべきではないかと考えます。

特に今回は、個人からの陳情ということもありますし、今後の影響を鑑みると、このような地域要望は際限がなくなりますので、要望として取り扱うことができるように、議会運営に関する申合せ事項や会議規則などをしっかりと精査した上で変更していけばいいと思います。

今回の陳情に関しては委員会付託すべきではないと考えます。

委員長

今、お二人から御意見が出ましたが、どちらも審査にはなじまない、付託するべきではないという御意見でありました。

それでは、令和5年分陳情第13号については、議会運営委員会の意見として、「本件陳情については、議長の見解のとおり、委員会での審査になじまないと考える」との意見を付して、議長に報告したいと思いますが、そのように取り扱うこととしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように決定いたします。

なお、本陳情について、陳情人より個人情報 の取扱いについて配慮してほしい旨の申出がありましたので、議員各位におかれましては、その取扱いには十分御注意願います。

次に、令和5年分陳情第18号 エアコン未設置の小・中学校特別教室へ、エアコン設置を早期に実現してほしいことに関する陳情については、総務文教委員会へ付託される予定でありますので、御承知おき願います。

なお、本陳情について、陳情人から委員会の中で意見陳述を行いたい旨の申出がありました。

このことについては、付託予定である総務文教委員会において、協議を行っていただきたいと思 います。また、本陳情については、前回の定例会に提出された請願を文言修正されたものと思われ ますが、今後、請願の紹介議員になる際は、その内容を十分精査、確認していただきますようお願い いたします。

次に、4つ目の意見書・決議についてであります。

これまでに受理しているものについては、お手元の資料のとおり、陳情形式1件であります。

なお、会派から提出されます意見書（案）、決議（案）につきましては、先般、会派に配付さ せていただきました令和5年12月定例会諸会議日程等にも記載してありますと おり、12月8日（金曜日）の午後5時までが提出期限となっております。

提出されました会派からの意見書（案）、決議（案）については、12月11日（月曜日）の本委員会でお示しし、本日提示いたしました陳情形式による

意見書提出要請1件と併せて、12月14日（木曜日）の本委員会において御協議いただくこととなりますので、それまでに各会派において御検討をいただきたいと思えます。

次に、大きな協議事項の2番目、議会運営に関する申合せについてであります。資料4を御覧ください。現在の議会運営に関する申合せ事項の抜粋であります。

まず、前回の本委員会でお伝えしました、臨時会に提出された議案及び追加提出された議案の質疑の通告期限が下線部のとおり「午後5時まで」となっておりますが、これを早めることについて、皆さんの御意見をお聞かせください。

久保委員 議案質疑の発言通告書の提出について、現在の申合せでは、当局側は午後5時以降に議案質疑に対する答弁を検討、作成することになります。このままでは勤務時間外に作業が発生し、翌朝までに答弁を作成しなければならないという状況です。働き方改革の観点から「午後5時まで」となっている申合せを早めるべきだと思います。

委員長 具体的に何時までにするのかということに関してはいかがですか。

久保委員 臨時会に提出される議案書等がいつ配付されるのかにもよりますが、それを早めていただければ、私たちもしっかりと調査をした上で質疑をするのか判断ができると思えます。この臨時会の議案書や追加提出された議案書等は、大体どのくらいのタイミングで配付されるのか、事務局で把握していますか。

議事調査課長 臨時会の議案書、追加議案書等の配付のタイミングについては、当局側の議案の固まり具合にもよりますが、要はケース・バイ・ケースでタイミングも異なってくると思えます。この協議の中で、提出期限を早めるということにな

れば、議案調査のための時間を確保するために、少しでも早く配付できるように当局側と調整していきたいと考えております。

久保委員 一定程度、調査の時間が確保できるという前提にはなりますが、この「午後5時まで」を、例えば「正午まで」に変更することは十分可能であると思いません。

舎川委員 議事調査課長から説明があったように当局側のタイミングなどもあります。久保委員がおっしゃったように働き方改革という点から、議会側から正午と決めてもいいと思います。

委員長 ほかに御意見はないようですので、臨時会に提出された議案及び追加提出された議案の質疑の通告期限については、「原則、議案質疑が行われる日の前日の正午までに質疑の発言通告書を提出すること」といたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 それでは、そのように決定いたします。
次に、前回の本委員会で久保委員から提案がありました、委員会資料の配布について協議を行いたいと思います。引き続き、資料4を御覧ください。
まず、現在の委員会資料については、「委員会資料は、原則として、委員会開催日の3日前の午前9時に配布する。なお、決算審査の際に使用する予算決算委員会資料については、分科会開催日の7日前の午前9時に配布する」となっておりますが、それぞれ「午前9時に」を「午前9時までに」と変更してはどうかとの提案がありました。
このことについて、皆さんの御意見をお聞かせください。

舎川委員 久保委員から御提案のあったとおり「午前9時までに」と変更することに賛成します。

委員長 それでは、委員会資料の配布については、「委員会開催日の3日前の午前9時までに配布する」、また、予算決算委員会資料については、「分科会開催日の7日前の午前9時までに配布する」と変更したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 それでは、そのように決定いたします。
以上で、本日の協議事項は終了いたしました。
これをもって、本日の議会運営委員会を閉会いたします。

令和5年12月定例会
(令和5年12月1日)
議会運営委員会記録署名

委員長 成田光雄

署名委員 田辺裕三

署名委員 久保大憲